

第4章 実施体制と計画目標



1. 空家等対策の実施体制

空家等の管理は、所有者等の責任において的確に対応することが前提とされていますが、空家等実態調査の結果によると、高齢の空家等の所有者等が多く、遠方に居住しているため管理が困難なケースも少なくありません。本町は、所有者等への助言や支援を行いながら、地域の実情に応じて空家等の利活用や必要な措置を講じ、生活環境の保全と地域活性化を図ります。

また、空家等対策を総合的に進めるため、町民、民間事業者、専門家団体、関係機関等と連携し、年度計画に基づいて啓発や情報提供を積極的に行っていきます。



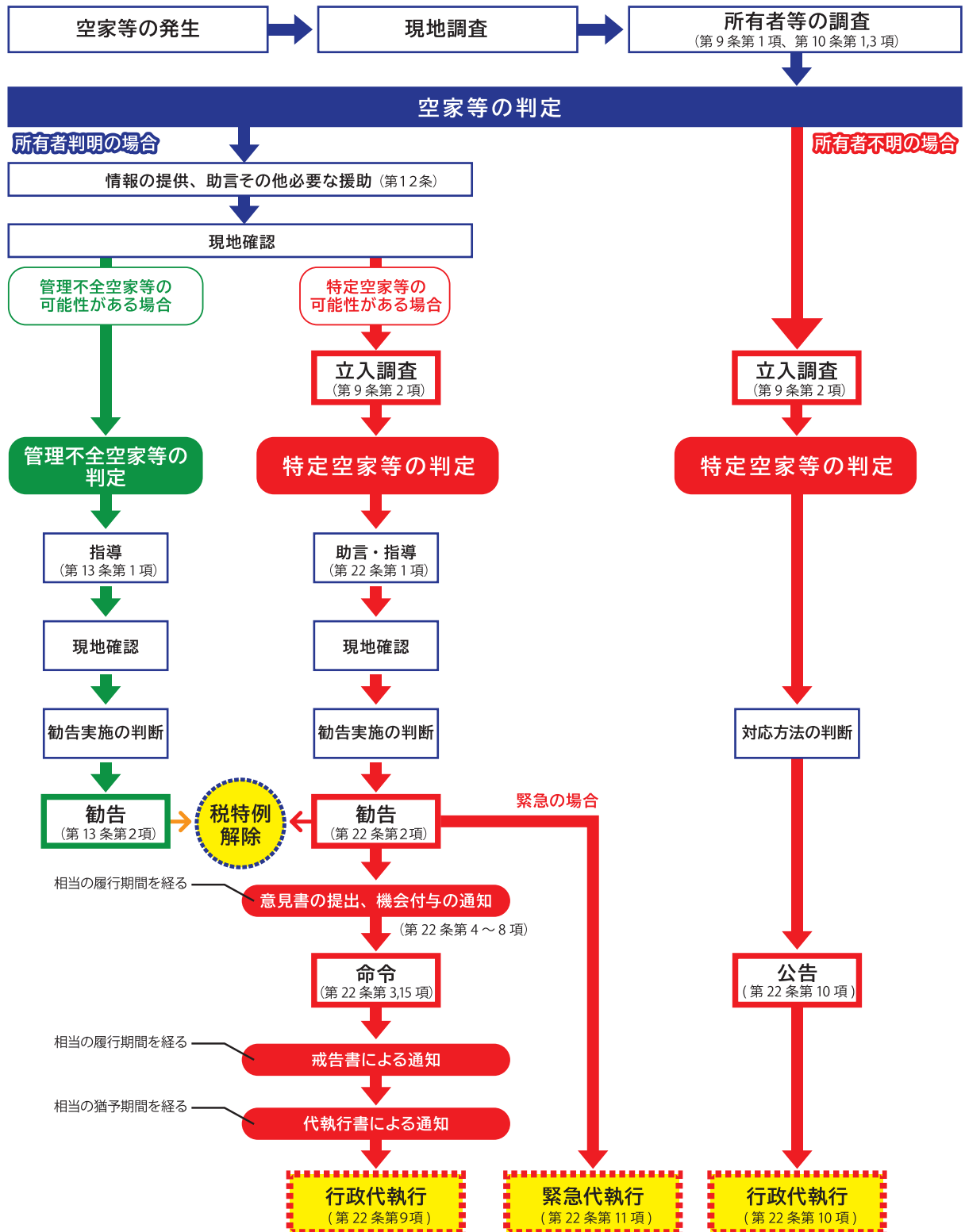


2. 各年度の計画目標

基本方針	基本方針.1 空家等の 予防的対応の強化		基本方針.2 空家等の住宅市場への 流通促進と利活用の推進			基本方針.3 空家等の管理不全への 対応と法的措置の活用		空家等 対策協議会	
	取組み内容	空家等の情報把握と調査情報の活用	啓発チラシの配布	所有者等への意向調査	官民連携事業	空き家・空き地バンク制度	適切な情報提供や助言の実施		管理不全空家等に対する 固定資産税の住宅用地の 特例措置解除に関するチラシの配布
令和8年度 2026	空家等の情報の把握・更新及び活用	配布			制度的な連携・事業の周知	制度の周知	配布	●	
令和9年度 2027		配布		継続的な連携・事業の周知			必要に応じた情報提供・助言	配布	●
令和10年度 2028		配布						配布	●
令和11年度 2029	実態調査	配布	実施			配布	●		
令和12年度 2030	計画の見直し	配布				配布	●		

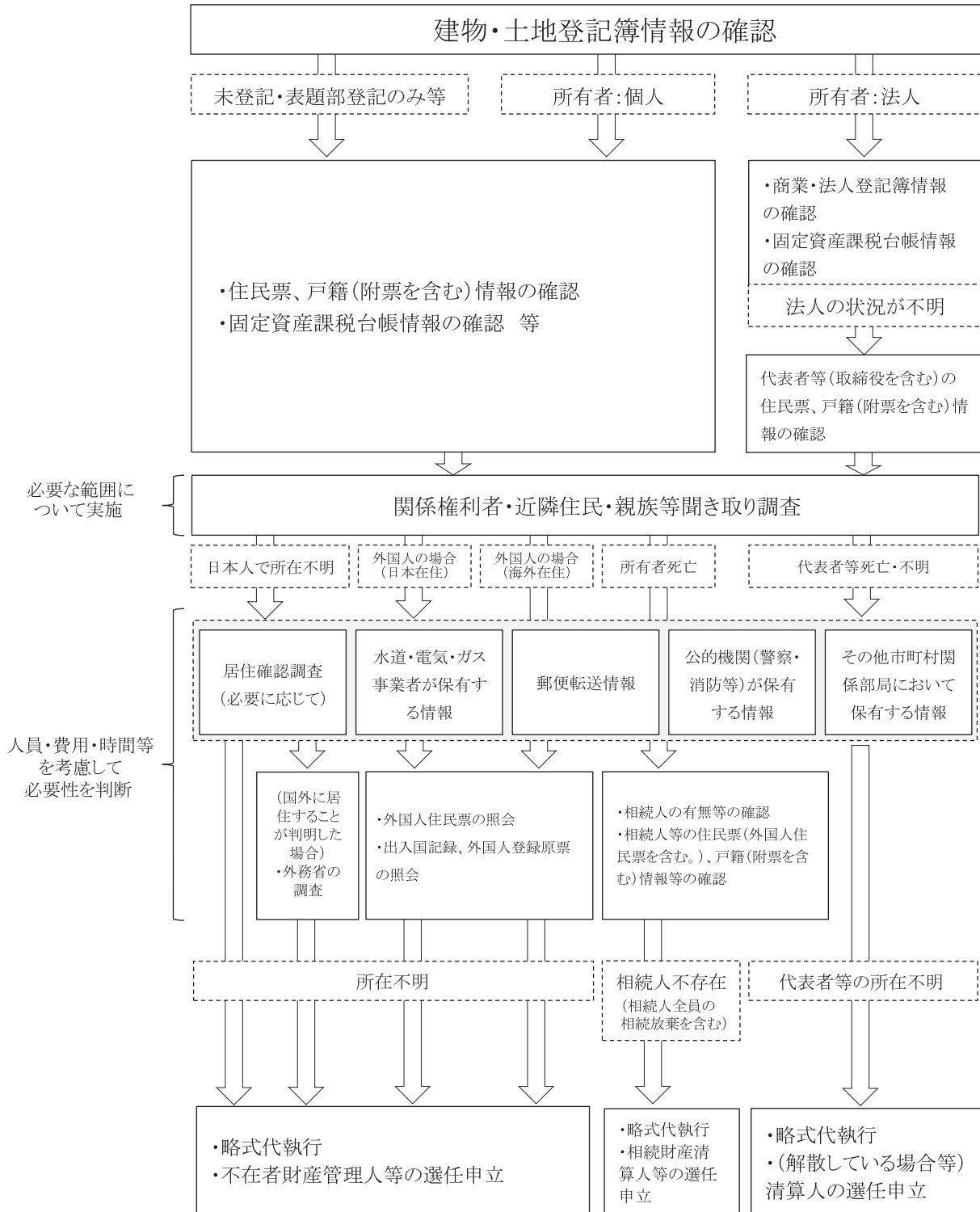


3. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置フロー





4. 所有者等の特定に係る調査手順



〔国土交通省「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より〕

参考資料



- 平成 26 年法律第 127 号 空家等対策の推進に関する特別措置法
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）
<令和 5 年 12 月 13 日 施行>
<https://laws.e-gov.go.jp/law/426AC1000000127>

[国土交通省]

- 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001712343.pdf>
- 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001712338.pdf>

[千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会]

- 「空家等対策のための実態把握調査マニュアル」（平成 28 年 3 月）
- 「空家等対策計画作成の手引き」（平成 28 年 3 月）
- 【概要版】「千葉県特定空家等判断のための手引き」（平成 29 年 3 月）
- 空家等対策協議会モデル要綱（平成 29 年 3 月）
- 所有者の所在の把握が難しい空き家への対応マニュアル（平成 30 年 3 月）
- 【概要版】特定空家等に対する措置マニュアル（平成 30 年 3 月）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/seisaku/sumakyo/akiyatoutaisakukentoubukai.html>

[九十九里町]

- 九十九里町空き家・空き地バンク実施要綱
https://www1.g-reiki.net/kujukuri/reiki_honbun/g055RG00000843.html



人、自然、風土が生きる海浜文化都市

九十九里町

九十九里町空家等対策計画

令和 8(2026) 年 3 月策定

発行：九十九里町 まちづくり課

TEL：0475-70-3156